

金属くず取引の際は要注意！！

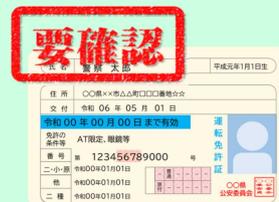
金属取引価格の高騰等を背景に銅線、銅板、マンホール等の金属類を対象とした窃盗事件が多発しており、窃取した金属類の処分先として金属くず業者が利用されることもあります。

盗品の流通防止・早期発見を図るため、金属くずを買い受ける際は、相手方の確認や取引内容の記録を徹底していただくとともに、盗品の疑いがある金属類が持ち込まれた場合は、警察への通報をお願いします。

～金属くず商及び金属くず行商に関する条例の規定～

○ 取引相手の確認義務

対価の総額が100円以上の金属くずを買い受け等するときは、身分証明書等により取引相手の住所及び氏名を確認しなければなりません。



○ 帳簿等への記載等義務

帳簿または電磁的方法による記録を備え、売買等のため、対価の総額が100円以上の金属くずを受け取り又は引き渡したときは、その都度、

- ・ 取引年月日
- ・ 金属くずの品目及び数量
- ・ 金属くずの特徴
- ・ 取引相手の住所及び氏名
- ・ 取引相手の確認方法



について、帳簿等に記載等しなければなりません。

○ 不正品の申告義務

盗品等不正品の疑いがある金属くずを発見した場合は、直ちに警察官へ申告しなければなりません。



★ 条例の定めを遵守しない等の違法行為があった場合は、罰金や行政処分が科されるおそれがあります。